

被災修繕 業者比較を

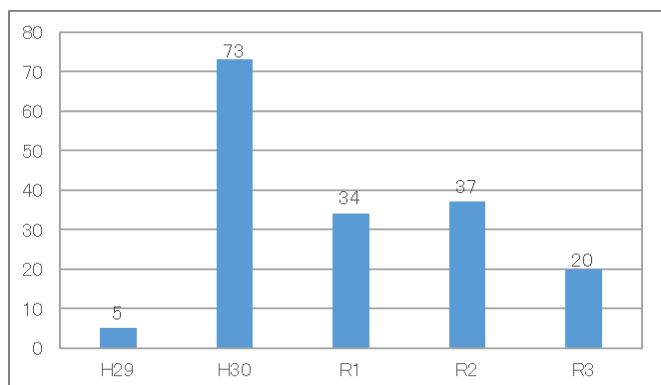
夏を迎え、台風や豪雨など自然災害を心配する季節となりました。それに伴い、災害で損傷した屋根瓦などの修繕工事や保険金の申請、災害に便乗した悪質商法などに関する相談が寄せられています。

▼近所で工事をしているという業者が突然訪問してきた。「屋根の雨どいにゴミがたまっているのが見えた。取り除いてあげる」と言われ、お願いした。その後業者から「屋根に上ったら、瓦がずれており、このまま放置すると雨漏りする」と言われ、高額な契約をしてしまった。(75歳・女性)

▼台風で屋根が破損した。早急に修理しなければいけないと思っていたところ、訪問してきた業者と契約をした。修理工事は終了したが、工事がずさんである。他社に見てもらったところ、工事もいかげんだし、費用も高額だと言われた。(65歳・男性)

▼業者が訪問してきて、「火災保険を使って屋根を修理しないか。保険を申請すれば自己負担なしで修理することができる。保険の申請をサポートする」と言われ契約した。少額の保険金しか認められなかったため、解約を申し出ると、保険申請の代行費用を請求された。(58歳・男性)

住宅のトラブルが起きた際に、安心して依頼できる事業者について、平日頃から情報を集めておくことが大切です。また、突然訪問してきた事業者に安易に点検させないようにしましょう。修理工事の内容、金額は業者によってさまざまです。契約を迫られても、その場で契約することなく、家族など信頼できる人に相談しましょう。契約前に、複数の事業者から見積もりを取り、比較するのもよいでしょう。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた
自然災害に関する相談件数

事業者から、火災保険金を使って自己負担なく住宅の修理ができると勧誘されても、実際に保険金が支払われるかどうかはわかりません。まずは、加入先の保険会社に契約内容や保険の申請方法などを確認しましょう。

なお、契約した後でも、クーリングオフや契約取り消しを主張できる場合があります。お早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日8：30～17：00 土曜日9：00～17：00（電話相談のみ）

消費者ホットライン：☎（局番なし）188番（いやや!）

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。